

4. 保育園の運営について

◆社会福祉法人 天真会 いろどり真愛保育園 (平成23年4月1日開園)

■住 所 〒811-3209

福岡県福津市日蒔野4丁目11-1

(TEL): 0940-43-2158

(FAX): 0940-43-2168

■定 員 150名 (2号認定: 85名 3号認定: 65名)

■施設の概要 敷 地: 3846.18㎡

構 造: 鉄骨造1階建

床面積: 1211.50㎡

■保育時間 (月~土)

	保育時間	延長保育時間
標準時間認定	7:00~18:00	18:00~19:00
短時間認定	8:30~16:30	16:30~19:00

■休 日 ・日曜・祝日

- 実施事業
- ・地域活動事業
 - ・延長保育事業
 - ・子どもの広場 (地域子育て支援)
 - ・一時預かり保育事業
 - ・放課後児童クラブ事業 (定員: 40名)

■職員構成の概要

- 園長
- 主任保育士
- 副主任保育士
- 保育士
- 栄養士・調理師
- 学童支援員
- 事務職員



5. その他の取り組み

四季を感じる園庭

- 園庭には、サクラ、アジサイ、くすのき、クヌギ、イチョウ、カエデ、タラヨウ、カツラ、キンモクセイなどの木々が、春夏秋冬の季節の移ろいを伝えてくれます。
- バッタにコオロギ、チョウチョにトンボ…様々な虫がやってき、子ども達と戯れています。
- 自然木のテーブルやイスでのままごと遊び、ロックゾーンではよじ登ったり、腰掛けてお話ししたり・・・思い思いに遊びを楽しんでいます。

地域との連携・・・顔が見えるネットワークづくり

- 病院等の医療機関や社会福祉協議会などの福祉機関、学校や幼稚園などの教育機関や市役所、発達支援センター、児童相談所などの関係機関と顔が見えるネットワークづくりをします。
- 子どもの成長発達過程について、保護者の子育ての悩みや方法を探ります。

乳幼児ふれあい体験

- 乳幼児との触れ合いを通して、命の大切さ、尊さを伝えていきます。
- 「いずれ親になる」という視点で育ちについて伝えていきます。



しらゆり保育園との姉妹園交流【1990年(平成2年)～】

- 鹿児島県沖永良部島、しらゆり保育園との交流。



沖永良部島



バナナが送ってきたよ！



黄色くなって食べごろだ！

6. 延長保育事業について

1. 延長保育事業の目的

児童の保護者(以下「保護者」という。)の就労形態の多様化等に伴い、保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育所での保育時間を延長し、仕事と子育ての両立支援及び児童福祉の増進を図ることを目的とする。

2. 延長保育の対象

(1) 月利用の対象者

保護者の勤務時間や不規則な就労形態など、やむを得ない事情の方。

※満1歳以上のお子さんからご利用できます。

(2) 日利用の対象者

不測の事態が生じ18:00までに間に合わない方。

3. 利用形態・延長保育時間・利用料について

(1) 月利用の場合

利用形態	時間	利用料	備考
月利用 (1時間)	18:00～ 19:00	3,000円/一人 (軽食含む)	*料金の日割はありません。 *申し込みをすれば、全く利用しなくても同額の費用がかかります。

(2) 日利用の場合

利用形態	時間	利用料	備考
日利用① (30分)	18:00～ 18:30	250円/一人 (軽食含む)	*18:30を過ぎた場合は、別途250円を頂くことになります。
日利用② (1時間)	18:00～ 19:00	500円/一人 (軽食含む)	*標準認定、短時間認定共通
短時間認定 日利用③	7:00～8:30 16:30～18:00	500円/一人	*18:00以降は日利用①②と同じになります。

<標準時間認定の方>

*日利用①、②共、保育終了時間の19:00を過ぎた場合、利用料金に加え、別途500円徴収させていただきます。

*お迎えが18:00に間に合わない場合は、どのような理由であっても費用が発生致します。悪しからずご了承ください。

*18:00までのお迎えが間に合わない場合は、軽食の準備の都合上、出来るだけ早くご連絡いただけましたら幸いです。

4. 利用料金早見表

保育時間		16:30	18:00	18:30	19:00
標準時間認定				3,000円	
(2) 日利用	① 30分利用		250円	+ 250円	
	② 1時間利用		500円		
短時間認定		7:00	8:30	16:30	18:00
		500円		250円	+ 250円

5. 延長保育料金の支払い方法

(1) 月利用の方

年齢	徴収方法
0・1・2歳児	納付袋（毎月徴収させていただきます）
3・4・5歳児	口座振替（引落日：毎月26日）

* 3か月分滞納時は、ご利用を取消させていただきます。

(2) 日利用の方

* 翌月始めに徴収させていただきます。

6. 延長保育の申込・辞退の方法

(1) 申込の場合

前月の20日まで（4月を除く）に、以下の書類を事務室へ提出して下さい。

- 延長保育利用申込書
- 延長保育用勤務証明書（事業者記入）

(2) 辞退する場合

辞退の場合は、「辞退届」の提出が必要です。

7. 一時預かり保育「キラキラくらぶ」利用について

(いそどり真愛保育園にて実施)

1. 一時預かり保育の目的

いそどり真愛保育園では、以下の目的により一時預かり事業を実施しています。

- (1) 保育保護者の就労形態などにより、家庭における保育が継続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童に対して行います。
- (2) 保護者の疾病、入院などにより、緊急又は一時的に保育が必要となる児童に対して行います。
- (3) 育児の支援を受けることが困難な理由により、一時的に保育が必要となる児童に対して行います。

2. 対象児童の年齢

- ・年齢：生後6か月から就学前の乳幼児を対象とする。

3. 利用対象の事由と利用可能日数

利用対象の事由	利用日の上限
(1) 保護者の短時間・継続労働・職業訓練、就学などの事由	3日/週
(2) 保護者の疾病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由	14日/月
(3) 精神的、肉体的などの負担の解消などによる事由	3日/週

4. 定員について

当園での受入れ可能定員は8名です。

*定員になり次第、受付を締め切らせていただきます。

5. 利用時間と利用方法・利用料金について

□利用時間：9：00～16：00の間

(時間外の利用希望につきましては、ご相談ください。)

□利用料金

年齢	利用料金
0歳児クラス	800円/時間
1・2歳児クラス	600円/時間
3・4・5歳児クラス	500円/時間

(※1時間未満の利用時間は切り上げ)

□給食費、おやつ代について(利用料金と別に徴収させていただきます。)

・給食代：250円 ・おやつ代：50円

*但し、当園が弁当の日の場合は、お弁当をご持参下さい。

□一時預かり保育の利用が出来ない日について

- ・日曜日、祝日
- ・園行事を開催する日

6. 利用料の徴収について

- ・ご利用日のお迎え時に事務室にてお支払いください。
- ・受付内容について事前変更は受け付けますが、利用時間中での変更は基本的にお受けすることはできません。

7. 利用登録・利用申し込みについての手順

① 事前に利用登録申請書による申し込み

*児童に関する母子手帳や診断書などの提出をお願いする場合があります。

② 園にて面接後、利用の承認

③ 利用希望日の3日前までにお申し込みください。

8. キャンセルの場合

- (1) 必ず2日前までにご連絡ください。
- (2) キャンセルについて
 - ・当日のキャンセルは、利用料の2割を頂きます。

9. 注意事項

- (1) 送迎は、保護者の方がお願いします。もし、他の方の送迎になる場合は、必ずその旨を当園にご連絡お願いいたします。
- (2) 病気中のお子様、またとびひ等、他の児童に感染する恐れがある病気、除去食を必要とするお子様、集団保育が困難と見られる場合等は、お断りする場合がございます。
- (3) 保育中に37.5℃以上の発熱や体調不良などを感じられる場合は、保護者に連絡を入れてさせていただきます。
- (4) 薬はお預かりすることができません。



8. 年間行事予定表

季節	主な行事
春	<ul style="list-style-type: none"> ・入園・進級おめでとう会 ・保育参観
夏	<ul style="list-style-type: none"> ・和太鼓コンサート ・夏祭り
秋	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会 ・保育参観
冬	<ul style="list-style-type: none"> ・発表会 ・卒園式
毎月	<ul style="list-style-type: none"> ・お楽しみ会（誕生月の子ども達をお祝いします。）

9. 一日の生活の様子

0・1・2歳児	時間帯	3・4・5歳児
登園・自由遊び	7:00	登園・自由遊び
おやつ	9:30	朝の集り
自由遊び・保育活動	10:00	自由遊び・保育活動
昼食	10:45~	
午睡 	12:00	昼食
	13:30	午睡
おやつ	15:00	おやつ
自由遊び	16:00	自由遊び
延長保育	18:00	延長保育
閉園	19:00	閉園

10. 給食について

季節の食材を使用して薄味、色彩、栄養のバランスを考えて調理し、アレルギーの子どもには、除去食の対応を行っています。食事中は、友達同士で会話を弾ませながら、楽しい雰囲気作りを心掛け、「命の大切さ」や「恵みへの感謝の気持ち」を育てていきます。

■献立表（参考）

日	曜	献立	材料名			未満児 おやつ	おやつ
			熱と力になるもの	血や肉や骨になるもの	体の調子を整えるもの		
1	月	魚のフライ・レンコン金平	さつまいも パン粉・・・	いわし みそ・・・	れんこん にんじん・・・	いよかん 牛乳	人参ケーキ
2	火	梅肉チャーハン・ひじきサラダ	じゃがいも 米・・・	鶏、牛乳・・・	きゅうり ひじき・・・	りんご 牛乳	小倉蒸しパン 昆布
3	水	お弁当の日 ＊離乳食のお友達は、園で用意いたします。					
4	木	豆腐のハンバーグ・マカロニサラダ	さつまいも マヨネーズ	ひき肉 卵・・・	キャベツ わかめ・・・	りんご 牛乳	焼き芋 昆布

■お弁当の日（普通食～）

月に1回設けています。但し、6・7・8・9月は除きます。

（デザートは果物のみでお願い致します。）

■給食・おやつ（令和元年10月1日より保育料無償化に伴う給食費等の徴収）

□対象年齢：3・4・5歳児

□給食費：6,500円（副食・おやつ代：5,500円、主食代：1,000円）

※事前に全員分の食材を発注するため、給食費の返金は、基本的にございません。

□支払方法

・口座振替（引落日：毎月26日）

・口座振替手続きが完了するまでは、現金納付となります。

※原材料の価格変動により金額が変更になる場合があります。



11. 布団乾燥について

集団衛生管理に努めるため、毎月業者による「布団乾燥」を実施します。

（掛け・敷布団560円 敷布団のみ280円）季節により、異なります。

□支払方法

年齢	徴収方法
0・1・2歳児	納付袋（毎月徴収させていただきます）
3・4歳児	□座振替（引落日：毎月26日）

＊5歳児は午睡を行わないため、徴収はありません。

12. 保育用品について（※年齢により揃える用品は異なります。）

体操服・帽子・粘土・絵具・クレパス・はさみ・のり他

（※詳細、金額については、保育用品注文袋参照。）

13. 子どもがこんな病気にかかってしまったら・・・

保育所（園）は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで子ども達が一日快適に生活できるよう感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所（園）生活が可能なお状態となつてからの登園であるようご配慮下さい。『保育所における感染症対策ガイドライン』に沿って①意見書（医師記入）・②登園届（医師の診断を受け保護者が記入）の提出が必要となります。

① 医師記入用 意見書

意見書	
<p>いろいろ真愛保育園 園長殿</p>	<p>クラス名 _____</p> <p>児童名 _____</p>
<p>病名： _____</p>	
<p>年 月 日から症状も回復し、</p> <p>集団生活に支障がない状態になつたので登園可能と判断します。</p>	
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">医療機関名 _____</p>	
<p style="text-align: right;">医師名 _____ 印又はサイン</p>	

○医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日（ただし幼児は3日）を経過するまで
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（アデノウィルス感染症）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウィルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

保育園児が罹りやすい下記の感染症については、「登園のめやす」を参考にかかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願い致します。なお「登園のめやす」は、子どもの全身状態が良好で、保育園での集団生活に適応できる状態に回復してからです。ご協力宜しくお願い致します。

②保護者記入用：登園届

登園届（保護者記入）	
<p>いろいろ真愛保育園 園長殿</p> <p style="text-align: right;">クラス名 _____</p> <p style="text-align: right;">児童名 _____</p> <p>病名「 _____ 」と診断され、</p> <p style="text-align: center;">年 月 日に医療機関名「 _____ 」において</p> <p>病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">保護者名 _____</p>	

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届けが必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段どおりの食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段どおりの食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段どおりの食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
ヒトメタニューモウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※ 玄関前に、感染症情報を提示していますので随時ご確認をお願い致します。

14. よくあるQ&A

①入園前のならし保育をお願いすることはできますか？

家庭と保育園での生活が始まります。ならし保育を通して、保護者の方とのコミュニケーションを図りていながら、お家での様子、好きなこと、好きな食材等についてお伺いし、子ども達の安心感につなげていきたいと思えます。

ならし保育の期間については、子どもの様子や保護者のお仕事の都合に合わせ、柔軟に進めていきたいと思えます。

②予防接種の推奨及び接種後の保育園への登園について

保育園は、集団生活となるため、集団感染予防対策として、予防接種をできる限り受けていただくよう勧めしています。

尚、接種後の保育園への登園については、副反応を考慮し、登園は控え、ご家庭で安静に過ごしていただきますよう、ご協力よろしくお願ひします。



③子どもが、アレルギー体質なんですが、どうしたらいいですか？

- ① アレルギー疾患のある方は、アレルギーの状態が分かる書類を必ず提出して下さい。
(検査結果表、アレルギー疾患管理指導表等)
- ②それを基に、保護者との面談を行います。
- ③食べられる食材、食べられない食材について検討します。
- ④ご家庭で飲食された食材を教えていただきながら進めています。

④薬は保育園で飲ませてもらえるのでしょうか？

原則として、薬の取り扱いはいたしません、やむを得ない理由の時には、園の担当者が保護者に代わって薬を与えることを考慮します。

薬を与える場合は、できるだけ事故の起こらないよう手順を必ず守っていただきます。

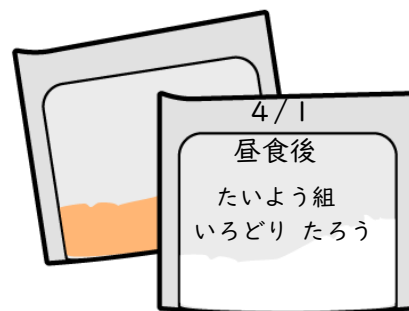
<薬の預かり手順>

1. 登園の際に
 - ① 薬（日付・クラス・名前記入） ※初回のみ薬の説明書を必ず添付して下さい。
 - ② 薬依頼届（下記参照）を事務室に手渡しして下さい。
※不在のときは、職員までお願いします。
2. 薬は一回分のみ預かります。（粉薬、水薬共に）
※解熱剤はお預かりできません。
※病院から処方された薬以外はお断りいたしております。（市販の薬）
3. 塗り薬、目薬、体質改善薬など、毎日必要なときは薬依頼届（週間分）にご記入下さい。
※塗り薬は、毎日必ずお持ち帰りください。
4. 熱性痙攣やアナフィラキシーのある方は、面談の上、薬をお預かりします。
※電話連絡、投与（坐薬、解熱剤、エピペン）について

<① 薬>

必ず以下の内容を記入して下さい。

①日付
②投薬のタイミング
③クラス・氏名



<② 薬依頼書>

薬依頼書(一日分)

				保護者印	
				月 日 曜日	
クラス		児童名			
今朝の体温	℃	病名			
今朝の様子	機嫌（良・普・悪）		便の硬さ	（下痢・軟・普・硬）	
薬の数	粉薬（ ）包 錠剤（ ）錠 水薬（ ） その他（ ）				
薬の時間	食前・食後・食間・その他（ ）				
かかりつけ病院					
依頼者	父・母・祖父・祖母・その他（氏名 ）				
受取保育者	氏名：		担当保育士	時間：：	
				氏名：	

いろどり真愛保育園

*薬を依頼される場合、初回のみ薬の説明書を必ず添付して下さい。

15. 個人情報保護方針について

社会福祉法人 天真会における個人情報保護の方針

社会福祉法人 天真会

社会福祉法人天真会ならびに法人が運営する施設（以下、「施設」という。）は、児童および保護者・家庭に関わる個人情報の取り扱いについて、『個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）』（以下、『個人情報保護法』という。）および関連法令等を遵守し、下記の方針に基づいて個人情報の保護に努めることを宣言します。

1. （基本理念）

施設では、『個人情報保護法』第3条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱う全ての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ることとします。

2. （個人情報の利用目的）

施設では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、または日々の保育業務を通して得た個人情報を、『児童福祉法』および厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所活動の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

3. （個人情報の第三者への提供）

施設では、『個人情報保護法』第23条に規定されている下の各号に該当する場合を除いて、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（3）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（4）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4. （個人情報の管理）

施設は、利用する個人情報（個人データ）を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩、滅失、または毀損の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失った個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

5. （個人情報の開示・訂正・利用停止・消去）

施設は、保護者とその子ども、その家庭および自身の個人情報（個人データ）の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分認識し、個人情報相談窓口を設置して、これらの要求ある場合には、協議し、法令に従って速やかに対応します。

【責任者—園長・担当者—主任保育士】

なお、苦情等についても個人情報相談窓口で受け付け、適正に対応します。

6. (個人情報非開示の範囲)

当園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、非開示とします。

7. (個人情報の使用)

当園は、個人情報の使用に際して、使用されている方の安全に留意するとともに、情報主体の方の意見を尊重し、個人情報を適切に取り扱います。その上で、園児の園生活において必要に応じ使用します。具体的な使用は次のとおりとします。

- ・園生活において、園児が必要とする箇所(ロッカー・ウォールポケット等) や個人で使用する物品(連絡帳・帽子等) には名前や写真を掲示・記載します。
- ・園内の壁装飾として、誕生表・園児作品等には名前や写真を掲示します。
- ・園児名簿・日誌・指導計画・児童票・名札・園だより・文集等に、名前や行事の写真や皆様にお寄せいただいた文章を掲載することもあります。
- ・児童票・調査票・災害時引渡カード・就労証明書等の提出をお願いしますが、保育上必要な目的以外には使用しません。
- ・園児名簿や園児連絡先は当園での使用に限定し、それ以外の方から求められてもお知らせしません。
- ・実習生の記録ノートに園児名の記載はいたしません。

8. (パンフレットやホームページなどでの写真使用)

当園で撮影した写真データをパンフレットやホームページなどで使用します。

保護者から写真の修正や掲載中止の要請を受けた場合は速やかに処理を行います。

9. (個人情報保護体制の継続的改善)

施設は、この「天真会における個人情報保護の方針」を実行するため、職場内研修・教育の機会を通じて全職員に周知徹底させて実行し、かつ継続的に改善することによって常に最良の状態を維持します。

児童および保護者・家庭に関わる個人情報として取り扱うものは、以下の通りです。

(保育園・児童クラブ)

- ◆氏名 ◆生年月日 ◆性別 ◆住所 ◆電話番号
- ◆家庭状況 ◆生育歴 ◆病歴 ◆写真
- ◆入園に関する書類 ◆保育料に関する書類等
- ◆入園申し込みに関する書類(就労関係、税金関係)

(1) 保護者より提出していただく書類等

- ◆家庭調査票・緊急連絡 ◆発育記録 ◆おたより帳
- ◆薬依頼届 ◆欠席届 ◆緊急・災害時引き渡し確認表

(2) 施設が記録・管理する書類等

- ◆児童出席簿 ◆誕生表 ◆保育記録 ◆個人記録
- ◆保育年数表 ◆退園児書類 ◆身体測定表 ◆体温表
- ◆歯科検診記録 ◆内科検診記録 ◆尿検査
- ◆卒園アルバム ◆園だより ◆オクレンジャー ◆はいチーズシステム

16. 苦情申出窓口の設置について

社会福祉法第82条の規定により、社会福祉法人 天真会が運営する施設（以下、「施設」という。）では、利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えることといたしました。

施設における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることといたしましたので、お知らせいたします。

記

	いろどり真愛保育園
1. 苦情解決責任者	安徳尊博（園長）
2. 苦情受付担当者	川畑雅美（主任保育士）
3. 第三者委員	（1）下山昭博（保護司） （2）吉田靖之（監事）

<苦情解決の方法>

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお、第三者員に直接苦情を申し出ることにも出来ます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち合いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち合いによる話し合いは、次により行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 都道府県「運営適正化委員会」の紹介

本事業者で解決できない苦情は、福岡県社会福祉協議会（0940-34-3341）に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

17. 緊急時における対応について

(体調の変化・怪我等)

1. 保育中に37.5℃以上の発熱や体調不良などを感じられる場合は、保護者に連絡を入れます。(一人ひとりの個人差によって目安は異なります。)
2. 園児の体調の急変その他の緊急事態※が生じた時は、保護者などに連絡すると共に、嘱託医又は園児の主治医に相談する場合があります。
※緊急事態とは、大けが、高熱、熱性けいれん、アナフィラキシー等
3. 熱性けいれん、アナフィラキシー等の既往症状がある園児については、事前に薬や対応などについて保護者との面談が必要になります。

(非常災害等)

- 1 非常災害に備えて、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備しています。
- 2 毎月1回以上、避難訓練及び消火訓練その他の必要な訓練を実施します。
- 3 地震・水害等が発生した場合、状況に応じて避難を開始します。
 - ・避難場所については、当園に待機、もしくは福間南小学校に避難する予定です。
 - ・避難時の引き渡しは、「引渡しカード」に記載されている方のみに行います。

(非常災害時の緊急連絡について)

- 1 非常災害に備えて、緊急メールシステム（オクレンジャー）への登録をお願いします。
(使用目的)
 - ・災害発生時の連絡、台風や大雨、大雪など気象状況に関する連絡を実施します。
 - ・指定感染症などの発生時にも連絡します。

(管轄する消防署・警察署)

宗像地区消防本部	宗像市田熊5-1-3	0940-36-2425
宗像地区消防本部 福津消防署	福津市西福間1-1-27	0940-43-0521
宗像警察署	宗像市東郷1-2-2	0940-36-0110

※災害の状況により、休園となる場合もございます。

- ・特別警報、台風・大雨・洪水・暴風・暴雪など警戒レベルの発令
- ・公共交通機関の計画的な運休など

18. もってくるもの (枚数は一日分の目安です)

	項 目	みずたま	このは	はな	うみ	そら	たいよう
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
衣 類	1 洋服(上・下)	3組	3組	3組	3組	3組	3組
	2 下着(パンツ・シャツ)	3組	3組	3組	3組	3組	3組
	3 手拭タオル(ひも付き)	/	/	1枚	1枚	1枚	1枚
	4 食用タオル	3枚	3枚	3枚	/	/	/
	5 エプロン	3枚	3枚	3枚	/	/	/
	6 洗濯ネット	1枚	1枚	1枚	/	/	/
	7 エコバック	1つ	1つ	1つ	/	/	/
	8 紙おむつ	10枚	10枚	10枚	/	/	/
	9 フェイスタオル(体ふき用)	3枚	3枚	3枚	1枚	1枚	1枚
	10 バケツ(フタ付)	/	/	1個	1個	1個	1個
	バケツ用袋	/	/	1枚	1枚	1枚	1枚
給 食 類	11 弁当箱	普通食～ お 弁 当 の 日					
	12 コップ・おやつ皿(ビニール袋)	/	/	/	各1個	各1個	各1個
	13 給食袋	/	/	/	1つ	1つ	1つ
	14 水筒	/	/	/	コップ・紐付きの物		
寝 具 類	15 掛布団・カバー	1組	1組	1組	1組	1組	/
	16 敷布団・カバー	1組	1組	1組	/	/	/
	17 タオルケット(夏用)	1枚	1枚	1枚	1枚	1枚	/
水 泳 類 (夏)	18 プールバック	/	/	/	/	/	1つ
	19 水着	/	/	/	/	/	1着
	20 水泳帽子	/	/	/	/	/	1つ
	21 フェイスタオル	/	/	/	/	/	1枚
	22 腰巻タオル	/	/	/	/	/	1枚
園 へ 提 供	衣類用洗剤	1個/世帯 (液体でも粉でも可)					
	トイレトペーパー(芯あり)	12ロール/世帯					
	ティッシュペーパー	5箱/世帯					
	透明ビニール袋 (サイズ目安…約12号)	100枚入り/人					

※3歳児以上は、リュックに必要な物を入れて登園してください。

*持ち物には、はっきりと記名してください。

*衣類は毎日確認され、足りないときは補充をお願いいたします。

*金曜日に、カラー帽子・布団のカバーを持ち帰り、お洗濯をお願いいたします。



～持ってくるもの～ 参考までに・・・

<衣類> お子様が自分で着脱しやすい衣類の準備をお願いします。

2.下着



3.手拭きタオル(ひも付き)



目安 (30×30cm)

4.食事用タオル



目安 (20×20cm)

5.エプロン



(マジックテープかゴムのもの)

10.バケツ (ふた付き)



目安 (10歳)

10 (バケツの中に袋をつける)

<給食類>

11.弁当箱



子どもが自分で
開けやすいもの

12.コップ



目安 (7×7cm)
※コップとおやつ皿
をビニール袋に入れる

12.おやつ皿



少し深めのものが
GOOD!!
(16×14cm)

13.給食袋



<寝具類>

15.掛布団・カバー



大きさ目安 (80cm×120cm)

16.敷布団・カバー



<水泳類>

18.プールバック (5歳児)



22.腰巻タオル (5歳児)

